

平成 15 年度内閣府所管公益法人に対する立入検査の実施状況について

平成 16 年 6 月

内 閣 府

「公益法人の指導監督体制の充実等について」(平成 13 年 2 月 9 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)において、各府省は、所管公益法人に対する立入検査を少なくとも 3 年に 1 回実施し、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を公表することとされている。

今般、本申合せに基づき、平成 15 年度における内閣府所管公益法人に対する立入検査の実施状況を取りまとめたので、公表する。

(1) 総括表

所管法人数	立入検査実施法人数	改善すべき点のあった法人
91 法人	32 法人	10 法人

(2) 改善すべき点のあった法人の内訳

改善すべき点のあった法人	改善すべき点のあった法人の内訳			
	法人運営面で改善すべき点のあった法人	事業の内容・実施等の面で改善すべき点のあった法人	財務・会計面で改善すべき点のあった法人	その他
10 法人	6 法人	2 法人	8 法人	0 法人

[主な指摘事項と改善措置 (予定を含む)]

(法人運営面)

- ・ 事務処理において一部書類の記載等が不適切。(事務書類の記載等を適切に行うように指導。)
- ・ 事務処理等に関する規定が整理されていない。(必要な内部規定を整備するように指導。)

(事業実施面)

- ・ 公益事業の規模が総支出額の 2 分の 1 を下回っている。(「公益法人の設立許可及び指導監督基準に適合するように指導。)

(財務・会計面)

- ・ 内部留保水準が適正でない。(内部留保率の改善を図るように指導。)
- ・ 計算書類に必要な注記がなされていない。(「公益法人会計基準」に基づき適正な注記を行うように指導。)

(3) 立入検査の実施状況(平成13年度~平成15年度)

所管法人数	立入検査実施法人数	立入検査実施率(%) (実施法人数/所管法人数 ×100)
91 法人	89 法人	97.8%

(注)立入検査実施法人数は、平成13年度~平成15年度の3年間に立入検査を実施した法人の実数である。

(4) 過去3年間の立入検査実施率が100%に満たなかった理由

- ・ 法人の解散等に向けた整理・取組の状況にあるため。

<連絡先>

内閣府大臣官房企画調整課

電話 03-5253-2111(内線82805)

03-3581-4654(直通)